





# 5. 方針図

## 〔二〕 駐車場地域ルール適用地区

歩行者主体のまちづくりの実現に向けて  
**駐車・交通課題の対応に取り組むエリア**

◎適用地区全体で必要な駐車台数を確保しつつ、  
 地区主要道路以外への一般車の流入を抑制

- \* 駐車場地域ルールの運用
- \* 駐車交通対策の実施、普及啓発 等



## 商業ゾーン

◎附置義務駐車場の一部を**荷さばきスペース**や  
**利用しやすい駐輪場**など、駐車・交通課題に  
 対応する施設等に誘導



共同荷さばきスペースの事例  
 (豊島区民センター)

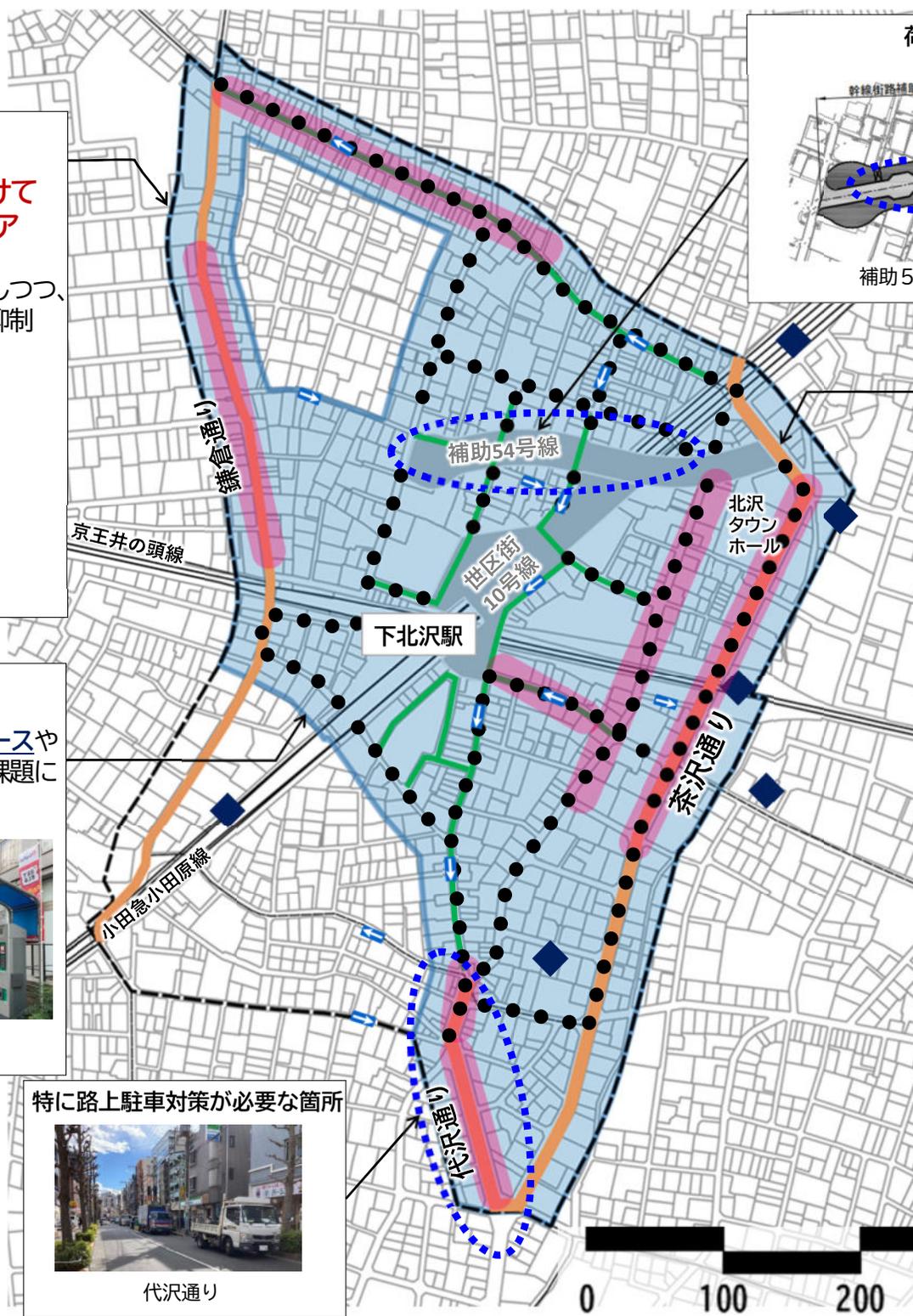


駐輪場の事例

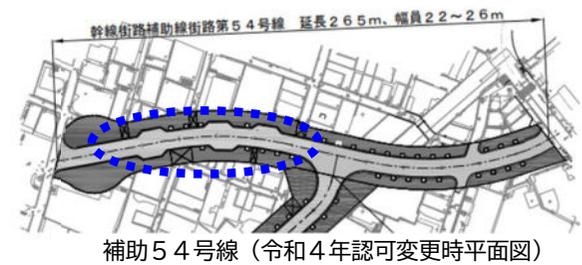
特に路上駐車対策が必要な箇所



代沢通り



## 荷さばきスペースの検討



## 地区主要道路

◎幅員6m超で連続する適用地区内の  
 主要な自動車動線



茶沢通り

※都市計画道路(事業中)箇所は今後の整備状況、道  
 路機能の在り方を踏まえて調整

## 【凡例】

- 都市計画道路(事業中)
- 公共・公益駐輪場
- 路上駐車がが多い路線※
- 交通規制(時間規制)
- 交通規制(一方通行)
- 歩行者回遊軸(地区計画)

※路上駐車実態調査(令和5年10月)において12時間  
 /日あたりの路上駐車件数が、40件以上確認され  
 た連続する路線